

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 22 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 27 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	3	山口浩之	委員
	4	田中裕二	委員

## 第 22 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 4 年 4 月 27 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
		9	橋本 聡
2	小西 利幸		
3	山口 浩之		
4	田中 裕二	12	青野 英一郎
		13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	山田 裕之
		15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明		
5	山前 満		
7	川村 良則		
10	和泉 茂樹		
11	平川 智司		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 案第 2 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告事項第 2 号 令和 3 年農地の賃貸料情報について

事務局 長	<p>只今から、22回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中11名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、3番 山口委員さん、4番 田中委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が浜佐呂間44番1、現況地目が畑で面積8,976㎡、契約期間は平成21年3月26日から平成26年3月25日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年1月6日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が富士600番外9筆、現況地目が畑で合計面積30,605㎡、契約期間は平成30年5月29日から令和10年5月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年2月2日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は一部賃貸借です。</p>
	<p>番号3 土地の所在が富士275番5外2筆、現況地目が畑で合計面積18,597㎡、契約期間は平成24年1月30日から令和4年1月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年1月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号4 土地の所在が富士132番1外9筆、現況地目が畑で合計面積81,875㎡、契約期間は平成24年2月29日から令和4年2月28日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年2月28日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は一部賃貸借です。</p>
	<p>番号5 土地の所在が富士121番2外1筆、現況地目が畑で合計面積32,375㎡、契約期間は平成24年3月30日から令和4年3月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年3月31日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号6 土地の所在が富士22番2外1筆、現況地目が畑で合計面積8,124㎡、契約期間は平成19年3月29日から平成29年3月28日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年2月15日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号7 土地の所在が朝日166番1外13筆、現況地目が畑で合計面積75,479㎡、契約期間は令和3年11月30日から令和13年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年3月11日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買と賃貸借です。</p>
	<p>番号8 土地の所在が北9番1外3筆、現況地目が畑で合計面積53,834㎡、契約期間は北9番1が平成20年4月25日から平成25年4月24日まで、それ以外の3筆が平成12年4月28日から平成22年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年3月29日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●</p>

	<p>●●●さん。解約後は売買です。</p> <p>番号 9</p> <p>土地の所在が若里 228 番 1 外 4 筆、現況地目畑が 42,673 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 20,098 m<sup>2</sup>、合計面積 62,771 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 25 年 5 月 28 日から令和 5 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 12 月 6 日、通知者が、賃貸人●●●●●●●●●●さん、承継人●●●●●●●●●●さん、賃借人●●●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。</p> <p>番号 10</p> <p>土地の所在が武士 359 番 外 2 筆、現況地目が採草放牧地で合計面積 35,001 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 12 月 29 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 3 月 23 日、通知者が、賃貸人●●●●●●●●●●さん、賃借人●●●●●●●●●●。解約後は一部賃貸借です。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
議 長	
各 委 員 長	<p>報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>報告事項第 2 号 令和 3 年度農地関係事務処理状況について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第 2 号 令和 3 年農地の賃貸料情報について</p> <p>農地法第 52 条に基づく農地の賃貸料情報について、下記のとおり集計したので、報告します。</p> <p>令和 3 年 1 月から 12 月の情報で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 田の部については、水田がないため 0 となっております。</li> <li>2. 畑、普通畑の 10a 当たりの平均額は 3,800 円、最高額は 6,100 円、最低額は 1,600 円、データ数は 68 件です。</li> <li>3. 畑、牧草畑の 10a 当たりの平均額は 3,300 円、最高額は 5,400 円、最低額は 1,600 円、データ数は 14 件となっています。</li> </ol> <p>以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>賃貸料に地区ごとの差はありますが、</p> <p>集計はしていないのではっきりしたことはわかりませんが、感覚としては地区ごとの差よりも、同じ地区内の各圃場間の差の方が大きいと感じています。</p> <p>他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p>
議 長	
青 野 委 員 長	
事 務 局	
議 各 委 員 長	<p>報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●●●●●●さん、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●●●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 44 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 11,761 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買で</p>

す。売買価格は786,000円、10㎡当たりの単価は、67,000円です。あっせん会につきましては、令和3年2月16日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（1ページ）です。申請地につきましては、浜佐呂間市街付近の土地となります。

番号2.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●さん。土地の所在が富富士33番1外13筆、現況地目が畑で合計面積193,286㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額637,843円、10㎡当たり3,300円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（2ページ）です。申請地につきましては、富富士1号から3号にかけての土地となります。

番号3.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●さん。土地の所在が富富士366番1外8筆、現況地目が畑で合計面積89,910㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額296,703円、10㎡当たり3,300円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（3ページ）です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線の東側富富士6号付近の土地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●さん。土地の所在が富富士57番1外3筆、現況地目が畑で合計面積88,295㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額291,373円、10㎡当たり3,300円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（2ページ）です。申請地につきましては、富富士から幌岩山に向かう道路沿いの土地となります。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●さん。土地の所在が富富士535番5、現況地目が採草放牧地で面積42,199㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額126,597円、10㎡当たり3,000円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（3ページ）です。申請地につきましては、トカロチ幹線道路、富富士側から600メートルほどの土地となります。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●さん。土地の所在が富富士601番1、現況地目が畑で合計面積15,456㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から5年間、賃貸料は年額15,000円、10㎡当たり1,000円で、前は300円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月6日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（4ページ）です。申請地につきましては、富富士9号●●●●宅付近の土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が若里●●●●さん。土地の所在が富富士 275 番 5 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 18,597 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 4 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 57,000 円、10 ㍻当たり 3,100 円で、前回も 3,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 3 月 23 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。申請地につきましては、トカロチ幹線道路と若里トカロチ間道路の交差点付近の土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●さん。土地の所在が富富士 132 番 1 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 79,152 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 4 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 237,456 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、前は 4,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 3 月 3 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページと 3 ページ）です。申請地につきましては、富富士 3 号から 5 号にかけての土地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が紋別市 ●●●●さん。土地の所在が富富士 121 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 32,375 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 4 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 113,312 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、前は 4,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 3 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線沿い富富士 3 号付近の土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が富富士 22 番 2 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 12,180 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 4 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 24,360 円、10 ㍻当たり 2,000 円で、前は 1,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 3 月 3 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、富富士から幌岩山に向かう道路付近の土地となります。

番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が富士 257 番 2 外 7 筆、現況地目畑が 48,337 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 6,002 m<sup>2</sup>、合計面積 54,339 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 4 年 4 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 190,000 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 4 年 3 月 1 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地につきましては、富士 36 号付近の土地となります。

番号 12.

利用権の設定等を受ける者が、朝日 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が富士 262 番 13 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 27,207 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設

定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額91,000円、10㎡当たり3,300円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(6ページ)です。申請地につきましては、武士36号付近の土地となります。

番号13.

利用権の設定等を受ける者が、朝日 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日166番1外5筆、現況地目が畑で合計面積39,327㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額137,700円、10㎡当たり3,500円で、前回は3,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月15日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(7ページ)です。申請地につきましては、朝日武士12線道路沿い朝日35号付近の土地となります。

番号14.

利用権の設定等を受ける者が、朝日 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日178番1外7筆、現況地目が畑で合計面積36,152㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は3,073,000円、10㎡当りの単価は、85,000円です。あっせん会につきましては、令和4年3月15日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(7ページ)です。申請地につきましては、朝日武士11線道路沿い朝日35号付近の土地となります。

番号15.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が北9番1外3筆、現況地目が畑で合計面積53,834㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は3,214,865円、10㎡当りの単価は、60,000円です。あっせん会につきましては、令和4年3月29日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(4ページ)です。申請地につきましては、道道富武士佐呂間線沿い富武士と北の境界付近の土地となります。

番号16.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里228番1外4筆、現況地目畑が42,673㎡、採草放牧地が20,098㎡、合計面積62,771㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額80,000円、10㎡当たり1,300円で、前回は1,300円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月14日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(8ページ)です。申請地につきましては、若里北幹線道路沿い●●●●●●●●●●宅周辺の土地となります。

番号17.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が武士360番1外1筆、現況地目が採草放牧地で合計面積25,973㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年4月28日から10年間、賃貸料は年額32,000円、10㎡当たり1,200円で、前回は1,200円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月28日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(9ページ)です。申請地につきましては、武士14線の南側の土地となります。

以上です。

議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。
山 田 委 員	番号 10 の●●●●さんの農地について、図面を見ると一枚の畑の周辺部分だけを賃貸しているように見えますが、何か理由があるのですか。
事 務 局	その畑の内側部分の所有者が違うため、このような形になっています。内側部分の所有者は北広島市在住で、書類のやり取りに時間がかかっており、来月の総会で審議いただく予定です。
青 野 委 員	●●●●さんからの賃貸借について、農場により単価の違いはあるのですか。
大 澤 委 員	基本的には、TMRセンターの借受単価である、3,300 円を基本にしました。しかし、これまでの賃貸借の単価がまちまちであったので、調整に苦労しました。
青 野 委 員	●●●●さんが農地を購入していますが、離農しても農地を購入できるのですか。
大 澤 委 員	●●●●さんは、牛を飼うのはやめました、畑は続けており、離農はしていません。
議 長	他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	議案第 1 号は原案どおり決定いたします。
	議案第 2 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
	このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 2 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
	令和 4 年度最適化活動の目標の設定等を、別紙のとおり定めたいので審議願います。
	別紙でお配りしています、別紙様式 2 が令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、別紙様式 1 が令和 4 年度最適化活動の目標の設定等となっています。
	これまで、平成 21 年 1 月 23 日付農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、農業委員会事務の目標及びその達成に向けた活動計画、点検・評価について作成し、町ホームページで公表していましたが、令和 4 年 2 月 2 日付で新たに農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、今後はこの通知に基づき、目標の設定と点検評価を行うこととなります。
	別紙様式 1 の令和 4 年度最適化活動の目標について説明いたします。
	1 ページ目は、農業委員会及び農地等の現状について記載しており、この部分はこれまでと大きな変更はありません。
	2 ページ目は最適化活動の成果目標と言うことで、農地の集積、遊休農地の解消についての目標を掲載しています。この部分もほぼこれまでと変わらないのですが、集積率の目標の設定が、町独自で農地等の利用の最適化の推進に関する指針を設定している場合を除き、北海道の目標値である 95%を目標として設定することになり、目標年度が令和 12 年となっていることから、今年度の目標としては 92.2%と設定しました。
	3 ページ目の部分でいくつか変更点があります。まず (3) ②の「新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」という項目が追加されました。この項目については、新規参入者がいた場合、農地を貸してもいいよという、土地の面積ということになっています。
	そして、大きな変更点として、大きな 2 番「最適化活動の活動目標」という項目が追加されました。
	これまでの成果目標に加え、活動そのもの、活動日数を目標値として設定することとなり、各委員さんには活動日数を把握するための記録をつけることが求められることとなりました。



<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>各 委 員</p>	<p>農林水産省からは、日誌形式で、一つの活動ごとに一枚の記録をつける様式が示されましたが、様式については市町村独自で設定しても良いこととなっており、記録をつけること自体が大きな負担にならないよう、本農業委員会としては、月ごとの一覧表形式で記録をつける方法で考えています。</p> <p>農林水産省としては、農業委員が活動しているという状況を数字として把握したいようで、例えば「道端で農地についての話をする」「圃場への移動中に周辺農地の状況を確認する」といったことも、農業委員としての活動としてカウントできるということです。そのような活動をした場合に、記録簿に○をつけていただけたらと思います。記録簿については総会から総会までの期間で様式を作成しますので、総会の時にその月の分を提出いただく形でお願いいたします。手間を増やす形になってしまい恐縮ですが、ご協力よろしく申し上げます。</p> <p>次に、(3)の新規参入相談会への参加についてです。これについては1名以上の農業委員が1回以上新規参入相談会へ参加することを目標とすることが求められました。本町では農協と町で札幌などで行われる、新規参入フェアに参加していますので、今年度については農業委員さんにもどなたか参加していただくということで目標設定いたしました。それぞれのご都合もあろうかと思しますので、具体的には日程等が決まり次第改めて相談させていただきます。</p> <p>以上、ご意見。ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>議案第2号は原案どおり決定いたします。</p> <p>その他</p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p> <p>———ありません———</p> <p>なければ第22回農業委員会総会を終ります。</p>
--------------------------------------	---